

国指定草垣島鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する国民からの意見の募集について

概要： 環境省では、存続期間が平成 15 年 10 月 31 日までとなっている国指定草垣島鳥獣保護区特別保護地区を再指定することについて、広くこれに関する意見を募集する。

国指定草垣島鳥獣保護区及び特別保護地区は昭和 48 年 11 月 1 日に指定され、昭和 58 年 11 月 1 日に更新及び再指定されている。

今回鳥獣保護区を更新するに当たり、特別保護地区を現在と同様の区域で再度指定し、引き続き鳥獣の生息環境の保全を図ろうとするものである。

本文：

1 意見書提出手続き

(1) 問い合わせ先

- ・環境省自然環境局野生生物課計画係
東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話：03-5521-8283
- ・環境省自然環境局九州地区自然保護事務所熊本支所
熊本県熊本市上水前寺 1-6-54 第 2 宝生ビル
電話：096-340-0223
- ・環境省自然環境局九州地区自然保護事務所
熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川 1180
電話 0967-34-0254

(2) 資料入手方法等

国指定草垣島鳥獣保護区特別保護地区の指定計画書(案)及び区域図は、(1)の問い合わせ先において閲覧することができる。

環境省自然環境局野生生物課では、資料を配布する。

(郵送希望の場合は A4 版の書類の入る 140 円分の切手を貼った返信用封筒を「〒100-8975 千代田区霞ヶ関 1-2-2 環境省自然環境局野生生物課計画係」あてに「草垣島資料希望」と明記の上お送りください。)

なお、計画書(案)については、「2 指定計画書」に掲載する。

(3) 意見募集期間

平成 15 年 8 月 27 日(水)から 9 月 24 日(水)まで

(4) 意見提出方法

意見様式による文書により、郵送、FAX (03-3581-7090) 又は電子メール

(shizen_yasei@env.go.jp)

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課計画係（担当：曾我部、鈴木）

2 指定計画書

(1) 国指定草垣島鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

(2) 区域図

3 主なスケジュール

平成 15 年 10 月上旬

中央環境審議会への諮問

平成 15 年 10 月中旬

官報告示

連絡先： 環境省自然環境局野生生物課

担 当： 曾我部、鈴木（6465）